

つがる市賃借料情報について

平成23年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は以下のとおりとなっています。



■田（水稻）の部

締結（公告） された地域名		平均額	最高額	最低額	データ 数
木造地区	旧 町	23,100円	28,300円	17,100円	53
	川 除	25,200円	37,200円	12,300円	100
	出 精	24,800円	38,600円	16,700円	276
	柴 田	23,900円	33,900円	12,400円	199
	越 水	21,700円	33,900円	10,000円	125
	館 岡	23,400円	39,700円	10,000円	238
	出来島	22,400円	27,000円	15,000円	28
森 田 地 区		21,800円	30,000円	8,000円	217
柏 地 区		24,700円	38,600円	11,300円	183
稲 垣 地 区		30,500円	49,900円	11,300円	341
車 力 地 区		23,300円	33,900円	10,900円	70
(参考) つがる市平均		24,900円			1,830

■畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
つがる市全域	6,700円	14,400円	5,000円	18

■畑（樹園地）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
つがる市全域	9,700円	11,500円	8,000円	15

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- ※2 賃借料を何俵相当額(水稻)/10a当たりとしている場合は、60kg当たり11,300円に換算している。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※4 「(参考)つがる市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値である。
- ※5 田の実勢借地料は、工事費は貸人、水利費等は借人が負担するものとして集計している。

【問い合わせ先】 つがる市農業委員会（柏分庁舎内）
電話25-3820

りんご生産者の皆さんへ

平成24年度果樹経営支援対策事業（改植・防風網等）および果樹未収益期間支援事業に係る申込を募集します。



1. 果樹経営支援対策事業(改植実施面積 2a以上)
わい化…32万円/10a 普通樹…16万円/10a
特認事業(防風網・防霜ファン)…事業費の50%
2. 果樹未収益期間対策事業(改植実施面積 5a以上)
5万円/10a(4年分を一括支援)

申込期限 平成24年2月29日(水)

【申し込み・問い合わせ先】

農林水産課 電話42-2111（内線411・414）
JAつがるにしきた柏支店（果実指導係）
電話25-2002

つがる市認定農業者協議会研修会

認定農業者協議会では、農業者の今以上の経営意欲の向上、効率的かつ安定的な農業経営を目指すため研修会を開催しますのでご参加ください。

日時 2月14日(火) 14:00～

場所 生涯学習交流センター「松の館」

内容 講演会

演題 「人口減少社会に対応した地域農業の方向と担い手組織の役割」

講師 青森県農林水産部長 渋谷 義仁 氏

演題 「東日本大震災後の米をめぐる情勢と今後の見通しについて」

講師 株式会社ヤマタネ 食品本部

米穀部仕入課長 石塚 義則 氏

※参加料無料。申込不要。

【問い合わせ先】

農林水産課 電話42-2111（内線412）

広

告



つがる市内無料配達いたします。

会員募集中!

つがる市宅配サービス

TEL 0173-42-3331

事業実施主体：NPO法人元気おたすけ隊

加盟店の商品を
電話一本で配達します!

加盟店も 随時募集中です

新規就農者を応援します （国の農業関連補助事業のお知らせ）

- 事業名** 新規就農総合支援事業 青年就農給付金（経営開始型）
- 事業目的** 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付
- 給付額** 年間150万円を最長5年間給付（給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円以上の場合は給付停止）
- 事業要件**
- (1) 就農時の年齢が、原則45歳未満であること
 - (2) 独立・自営就農であること
自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行い、以下の要件を満たすものとする。
 - ・自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの貸借が主）を有している。
 - ・主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。
 - ・本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
 ※親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合はその時点から対象とする。
 - (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
 - ・独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
 - (4) 市が作成する人・農地プランに位置付けられていること
 - (5) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと
- 給付申請** 申請の際は、自ら作成した経営開始計画書等を添付する必要があります。
また、既に独立・自営就農（平成20年4月以降対象）した方も対象となりますが、給付は就農後5年目までとなります。なお、受付は、随時行う予定ですが、1月末現在、事業に関する詳細や様式（経営開始計画書等）が国から示されておりませんので、申請を希望される方は、事前に市役所農林水産課に問い合わせてください。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線417・412）

市有地売却のお知らせ

市では、下記の物件（旧吹原小学校）を現状有姿で一括売却します。買受を希望する方は入札に参加してください。

物件	所在地	地目/種類	家屋番号	構造	面積(㎡)	備考
土地	つがる市木造丸山竹鼻92番2	宅地			18,274.00 (登記面積)	旧吹原小学校（プール、遊具等の工作物を含む）
付随建物	同上	倉庫（旧校舎及び体育館）	未登記	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1,877 (施設台帳面積)	

物件の予定価格	金10,290,000円
物件の法規制等	都市計画区域外
物件の図面、契約条項等の縦覧場所・期間	つがる市役所2階 管財課 2月9日（木）～2月22日（水）（土日を除く）
現地説明	2月17日（金）10:00 売払い物件の所在地で行う
入札及び開札	日時 2月23日（木）11:00 場所 つがる市役所2階 相談室
入札参加者の資格	つがる市に住所を有し、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること
入札参加の申し込み	入札保証金に次の書類を添えて2月13日（月）～2月22日（水）に一般競争入札参加申込書を提出してください【添付書類】印鑑証明書、身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
入札の無効	入札参加資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする
入札保証金	入札金額の100分の5以上（現金または金融機関が振り出し若しくは支払い保証をした小切手とする）を入札参加申込の際に納入すること
契約保証金	契約金額の100分の5以上（現金または金融機関が振り出し若しくは支払い保証をした小切手とする）ただし、入札保証金を充当することができる
契約締結の期限	落札決定の日から7日以内
代金の納入期限	契約締結の日から30日以内に全額納入とする

【申し込み・問い合わせ先】 管財課 電話42-2111（内線334）

子ども手当認定請求書の提出について

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により、平成23年10月分から平成24年3月分まで支給されます。

法律の改正に伴い、手当を受給されている、すべての方に認定請求書を郵送しましたが、まだ提出されていない方は直ちに、提出して下さるようお願いいたします。

※平成24年3月31日まで提出されなければ、手当を受け取ることができませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

福祉課 電話42-2111（内線239）

人権擁護委員に佐々木氏



佐々木 英里子 氏（柏）

この度、法務大臣から人権擁護委員として佐々木英里子さんが委嘱を受け、柏地区を担当することとなりました。

委嘱期間は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの3年間。人権擁護委員の任務は、家庭内の問題、子どものいじめや虐待、隣近所のトラブルなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は守られ、相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

（青森地方法務局五所川原支局 電話34-2330）

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費 支給申請のお知らせ

■支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療費と介護サービス費の両方を負担している方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

■対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

■支給額

所得区分に応じて自己負担限度額（表）があり、支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

■支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は担当窓口へ申請してください。

表 自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ (世帯員全員が住民税非課税の場合)	31万円
低所得Ⅰ (世帯員全員が住民税非課税であり、世帯員全員の各所得が0円である場合)	19万円

＜申請に必要なもの＞

- ・支給申請書
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑（認印）
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に他の医療保険、介護保険に加入歴があり医療費、介護サービス費の負担がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯、7月31日時点で後期高齢者医療被保険者の資格を死亡・生保加入により喪失している方がいる世帯には、支給対象となる世帯でも支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になるとと思われる方はお問い合わせください。また、既に「高額介護合算療養費」の支給申請書が届いている方で、まだ申請していない方も早めに申請してください。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111（内線274・275）

広 告

キチンとした写真も、カジュアルな写真もモトヤマ写真館におまかせ下さい！

ご入園・ご入学応援キャンペーン!!

下記の商品に限り、撮影料（通常¥5,250）が無料。
毎年好評のご入園、小学校ご入学にオススメなシーズン限定アルバムです!!
お名前、ご家族からのメッセージも入りますよ♪

チェック (表紙外寸21.6×21.6cm)
2面 (3カット) **¥10,500 (税込)**
3面 (5カット) **¥13,650 (税込)**
※特別価格につき、他のサービス等との併用はご遠慮願います。

※当写真館は入学式の集合写真撮影を行っているため、入学式当日は夕方以降の撮影となります。ご了承ください。



モトヤマ写真館 ご予約、お問い合わせは気軽にどうぞ!
〒038-3145 つがる市木造千代町7
TEL/FAX.0173-42-2651

広 告

来年度入試に向け、備えましょう!

志望校を母校にする!

進学・学習指導教室
萩野学習会

対象:小学生・中学生(国・英・数・社・理)
つがる市木造萩野13-23(商工会館裏)

**第一志望
100%合格!**

- 弘前高校2名
- 五所川原高校14名
(うち理数科3名)
- 木造高校8名
- 五所川原工業1名
(一部記載)

ご相談・問合せは **0173-42-1738**

年金はあなたの保険料で支えられています

20歳から60歳までの保険料納付は、私達の大切な義務です。国民年金保険料は、年金制度を運営するための大切な資源になります。保険料は納付期限を守って納めましょう！



◆国民年金保険料の納め方

- ①納付書（現金）で納付 毎月の保険料は翌月末日（納付期限）までに納めます。
日本年金機構から送付される納付書で、銀行、郵便局、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、コンビニエンスストアで納付することができます。
- ②納付書（現金）による前納 その年度の一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されてお得です。納付期限は次のとおり。
- | | 前納の種類 | 納付期限 |
|-------|------------|-------|
| 1年前納 | 4月分～翌年3月分 | 4月末日 |
| 6カ月前納 | 4月分～9月分 | 4月末日 |
| | 10月分～翌年3月分 | 10月末日 |
- ③口座振替で納付 毎月振替は2種類
 ・早割（当月末日振替）…1カ月当たり50円割引
 例）4月分の保険料を4月末日に振替
 ・通常（翌月末日振替）…割引なし
 例）4月分の保険料を5月末日に振替
- ④口座振替による前納 その年度の1年分または6カ月分の保険料をまとめて前払い（前納）すると、納付書（現金）で前納するより割引額が多く大変お得です。申込期限は次のとおり。
- | | 前納の種類 | 申込期限 |
|-------|------------|------|
| 1年前納 | 4月分～翌年3月分 | 2月末日 |
| 6カ月前納 | 4月分～9月分 | 2月末日 |
| | 10月分～翌年3月分 | 8月末日 |
- 手続きは金融機関または年金事務所で
 手続きに必要なもの…「年金手帳または納付書」「貯金通帳」「貯金通帳届出印」
- ⑤クレジットカード・インターネット等 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】年金事務所 電話0172-27-1337 市民課 電話42-2111（内線261・267）

自治体病院の経営統合および病院の名称変更のお知らせ

つがる西北五広域連合は、西北五地域自治体病院機能再編成計画に沿って、圏域の5つの自治体病院を平成25年度末までに中核病院（つがる総合病院）、サテライト病院2施設、サテライト診療所2施設に再編成します。

これにより、高度救急を含む救急医療や、急性期医療を主体に高度、専門医療から一般医療まで提供する中核病院（つがる総合病院）と、初期医療を中心に対応するサテライト診療施設が緊密に連携し、圏域全体で地域医療を支えていく新たな医療体制の構築を目指します。

この機能再編成計画を円滑に進めていくため、中核病院（つがる総合病院）等の完成前の平成24年4月から西北五地域の市や町が運営している5つの自治体病院は、「つがる西北五広域連合」が運営することになり、各病院の名称も変更となります。

これまでの名称	新名称（平成24年4月1日から）
国民健康保険 五所川原市立西北中央病院	つがる西北五広域連合 西北中央病院
公立金木病院組合 公立金木病院	つがる西北五広域連合 かなぎ病院
鱒ヶ沢町立中央病院	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院
つがる市国民健康保険病院 つがる市立成人病センター	つがる西北五広域連合 つがる成人病センター
国民健康保険 鶴田町立中央病院	つがる西北五広域連合 鶴田病院

電話番号は変更ありません

【問い合わせ先】つがる西北五広域連合 病院再編係 電話26-6363